

鳥取労働局発表
平成28年9月12日(月)

担 当	鳥取労働局労働基準部健康安全課
	課長 木村 靖
	衛生専門官 野口 聡
	電話 0857-29-1704

— ストレスチェック制度に関するアンケート調査結果 —

県内事業場の実施状況と受託医療機関を公表します

鳥取労働局（局長 うちだ としゆき 内田 敏之）では、平成27年12月1日からスタートしたストレスチェック制度の実施について、労働者50人以上の事業場の実施状況と、医療機関の受託体制に関するアンケート調査を実施しました。

アンケートの結果、回答があった279社のうち労働者50人以上の事業場265社では、全事業場でストレスチェックを実施済み、又は実施する予定であることが分かりました。

また、実施医療機関・健診機関のうち29機関がストレスチェック又は面接指導を実施できる体制にあることが分かりました。

1 ストレスチェック制度の趣旨・目的

仕事による強いストレスが原因で精神障害を発症し、労災認定される労働者が増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することが重要な課題となっている背景を踏まえ、平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」においてストレスチェック制度が創設されました。

この制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを目的とするものです。

2 アンケート調査の目的

ストレスチェック制度は、ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析（努力義務）を実施し、その結果に基づいて職場改善につなげるものです。

この制度は平成27年12月1日から施行され、1年以内ごとに1回、定期に実施することが定められていることから、平成28年11月30日までに労働者50人以上の事業場ではストレスチェックを実施することが義務づけられました。

鳥取労働局では、実施義務のある事業場に対して実施状況について、また医療機関等に対してはストレスチェック・面接指導の受託の可否について、以下の目的のためにアンケート調査を実施しました。

- (1) 事業場に対するアンケートは、鳥取県内の労働者50人以上の事業場のストレスチェック制度実施状況を把握するとともに、実施予定のない事業場（未回答を含む）に対して実施に向けた指導をすること
- (2) 医療機関に対するアンケートは、医師・保健師等がストレスチェック・面接指導の実施者となる場所、事業場から受託できる医療機関等の問合せが寄せられたため、ストレスチェックを受託できる医療機関等の情報を収集し、県内の事業場に提供すること

3 アンケート調査の結果

(1) 事業場に対するアンケート

(ア) 実施月 平成28年7月

(イ) 調査対象事業場 446社

回答事業場 279社

回答率 62.5%

(ウ) 回答があった279社のうち労働者50人以上の事業場265社では、全事業場でストレスチェックを実施済み、又は実施する予定であることが分かりました。

このうち、

○ストレスチェック、面接指導まで実施した事業場 34社（12.2%）

○ストレスチェックを実施した事業場 46社（16.5%）

でした。

また、

○今後実施予定で、日程が決まっている事業場 70社（25.1%）

○今後実施予定で、日程が決まっていない事業場 115社（41.2%）

でした。

（アンケート用紙は別添1、アンケート結果は別添2を参照ください。）

(エ) 未回答の事業場167社に対しては、今後、

ストレスチェック制度の実施マニュアル

「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」

などの周知を行います。

また、ストレスチェック、面接指導の実施者が決まっていない事業場に対しては、下記(2)の委託先情報を提供します。

(2) 医療機関に対するアンケート結果

(ア) 実施月 平成28年7月

(イ) 調査対象機関 410機関

回答 118機関

(ウ) 回答の内訳は次のとおりでした。

ストレスチェック、面接指導ともに受託できる 15機関

ストレスチェックのみを受託できる 2機関

面接指導のみを受託できる 12機関

（機関名は、別添3「ストレスチェック委託問合せ機関名簿」を参照ください。）